

# 特許協力条約

REC'D 02 SEP 2011

WIPO PCT

発信人 日本国特許庁 (受理官庁)

出願人代理人  
株式会社日立国際電気あて名  
〒 101 - 8980

日本国東京都千代田区外神田四丁目14番1号

殿

## 手続補正命令書

(法第6条、法施30条)  
[PCT3条(4)(i)、14条(1)、規則26]

発送日(日.月.年)

30.08.2011

出願人又は代理人の書類記号

21000044WO01

応答期間

発送日から 2 月以内

国際出願番号

PCT / JP2011 / 068753

国際出願日(日.月.年)

19.08.2011

出願人(氏名又は名称)

株式会社日立国際電気

出願人は、上記の期間内に手続の補正をしなければならない。補正すべき事項は次の附属書に示されている。

附属書 A

附属書 B

附属書 C

追加事項(必要に応じて)

### 補正の方法

欠陥が願書にある場合を除いて、手続の補正は、訂正した差し替え用紙と書簡を添付し、差し替えられる用紙と差し替え用紙との相違について記載する。欠陥が願書の記載である場合には、手続の補正は、願書の記録原本に容易に書き換えられることができる性質のものである場合には、書簡において述べる事ができる。

(PCT規則26.4、法施行規則様式第15備考4参照)

### 注意

手続の補正がされないときは、受理官庁により、国際出願は取り下げられたものとみなす旨の決定がされる。  
(法第7条、PCT規則26.5参照)

この補正命令書及び附属書の写しは、国際事務局

及び国際調査機関に送付した。

受理官庁の名称及びあて名

日本国特許庁 (RO/JP)

郵便番号 100-8915 電話番号 03-3592-1308

日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

様式PCT/RO/106 (2007年4月)

権限のある職員

特許庁長官

図面は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第30条第1項第3号に規定する要件に適合しない。

1.  国際公開が適度に均一なものであるための要件に関して：（規則11、26.3(a)(i)）

〔図面の用紙に関して〕

- a.  用紙が直接複製することができない。
- b.  用紙に折り目、しわ、裂け目がある。
- c.  用紙の両面が用いられている。
- d.  用紙が可撓性のある／丈夫な／白色の／滑らかな／光沢のない／耐久性のあるものではない。
- e.  図面が（明細書、請求の範囲とは）別の用紙で作成されていない。
- f.  用紙が所定のとじ方ではない。
- g.  用紙の大きさが日本工業規格A列4番の大きさではない。（縦29.7cm、横21cm）
- h.  用紙の余白が所定のとおりではない。（最少：上端2.5cm、左端2.5cm、右端1.5cm、下端1cm）
- i.  用紙に記載されている出願人又は代理人の書類記号が用紙の上端の余白の左隅であって上端から1.5cm以内に記載されていない。
- j.  出願人又は代理人の書類記号が12文字を超えている。
- k.  用紙の使用することができる面又は使用した面の周囲に枠が記載されている。
- l.  用紙にアラビア数字により連続した番号が付されていない。（例：1/3、2/3、3/3）
- m.  用紙の番号が用紙の上端又は下端の中央に付されていない。
- n.  用紙の番号が余白内に記載されている。（余白には記載できない。h参照）
- o.  用紙に訂正／重ね書き／行間挿入／削除箇所が多く行われている。
- p.  用紙に複写の際のよごれがある。

〔図面に関して〕（規則11.13）

- a.  図面が直接複製することができない。
- b.  不必要な記載事項がある。
- c.  図面の語句が翻訳された場合に、図面の線にかかるような記載がある。
- d.  耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な濃墨等を用い、太さの均一な、かつ、明瞭な線で着色することなく作成されていない。
- e.  平行斜線によらない切断面がある。
- f.  縮尺による複製をしたときに容易に識別できない記載がある。
- g.  図式によらない尺度が記載されている。
- h.  簡潔かつ明瞭でない数字、文字、引出線がある。
- i.  製図用具を用いることなしに引かれた線がある。
- j.  図中の他の要素に対し妥当でない比率で記載した図がある。
- k.  0.32cm以下の大きさの数字又は文字がある。
- l.  ローマ字及び慣習となっているギリシャ文字以外の文字の記載がある。
- m.  2以上の用紙に描かれた図であって単一の完全な図を得るように用紙を合わせたときに隠れる部分がある。
- n.  適切に配置されていないか又は明確に分離されていない図がある。
- o.  個々の図に連続したアラビア数字による番号が付されていない。
- p.  用紙の番号と（図番号が）別個の番号が付されていない図がある。
- q.  明細書に述べられていない引用符号が記載されている。
- r.  明細書に述べられている引用符号の記載がない。
- s.  異なった引用符号により表示された同一の部分がある。
- t.  個々の図が上下を正しく、相互に十分に離されていない。
- u.  図の上端が用紙の左側になるように描かれていない。対象図面；図1、図2、図4、図5及び図8

2.  複製に耐えられない。（規則11、26.3(b)(i)）

その他（必要に応じて）